



平成 28 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 N J S  
代表者名 代表取締役社長 村上雅亮  
(コード番号：2325 東証第一部)  
問合せ先 取締役 管理本部長 吉原 哲二  
(TEL：03-6324-4355)

### 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定のお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 20 日開催の取締役会において、NJS グループにおけるコンプライアンス経営をより推進するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しています。

#### 記

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び社員等は、法令、定款及び「NJS 倫理規程」、「NJS 企業倫理行動指針」「コンプライアンス規程」等の社内規程を順守する。

コンプライアンス室は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実施、教育研修の企画・実施・指導等を行い、内部監査部は、全社のコンプライアンスの順守状況を監査する。

「公益通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス室に社内通報窓口を、顧問法律事務所に社外通報窓口を設置し内部統制の補完、強化を図る。

取締役及び社員等の法令・定款等違反行為については、取締役会規程及び賞罰規程等により厳正に処分する。

= 中略 =

#### 5. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社を中心とする企業グループの経営を適正、円滑に行うために、グループ経営の基本方針を「NJS ビジョン」に定め、以下の管理ルールに基づきグループ企業の情

報を共有し、子会社の管理、指導、育成を行う。

**(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき会社経営上の重要な事項及び重要な変更について当社に報告する。

**(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

各子会社の「公益通報者保護規程」に基づき国内子会社の社外公益通報窓口を当社コンプライアンス室に設置する。さらに、子会社「危機管理規程」に基づき、子会社の取締役及び社員等がリスクに関する情報を入手したときは、迅速に当該子会社の社長に伝達する。伝達を受けた子会社の社長は、その内容を当該子会社監査役及び当社に報告する。当社は、「危機管理規程」に基づき子会社のリスクに関する情報を監査役会に報告する。

**(3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

子会社は、当社「関係会社管理規程」に基づき同規程の承認事項について、当社取締役会の承認を取得する。

**(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

= 後略 =

以上